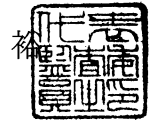


幸田町監査公示第10号

監査の結果について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

令和8年1月23日

幸田町監査委員 大 浦



幸田町監査委員 松 本 忠 明



記

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに幸田町監査基準第2条第1項第1号の規定による監査

2 監査の期日

令和8年1月22日

3 監査の対象

企画部企画政策課、企業立地課及び財政課

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の実施内容

幸田町監査基準により、予算執行状況書及び関連調書について、あらかじめ対象課に提出を求め、事前確認した上で、監査の着眼点に照らし、対象課職員から説明を聴取して監査を実施した。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認める。